

東 腎 協

第 6 号
74, 10, 1

東京都腎臓病患者
連絡協議会
事務局



福祉手当5000円支給

心身障害者福祉手当の

最低額揃う10月1日より実施

心身障害者福祉手当については、当会第二回の總會の際配付した調査資料集に記載のとおり、各区市町村により要件、支給額等まちまちに実施されていた。

そこで東京都は、第二回定例都議会において、東京都心身障害者福祉手当に関する条例を可決し、都民に対するこの手当のシビル・ミニマムを決定した。

この手当の特徴は、東京都が直接に都民に支給するのではなく、各区市町村が条例を制定して行なう手当の支給に要する経費を負担するというものである。

したがって実際に実施する区市町村により、金額、要件等に差が出るものと思われるが、しかし、最低限度、次に述べる金額、要件等は保証される訳である。

一、目的

東京都と東京都の区域内に存する特別区及び市町村が一体となって、心身障害者福祉手当の実現を図ることによ

り、心身障害者の福祉の増進に資する。

二、支給対象

二十歳以上の者で、身体障害の程度が二級以上、又は精神薄弱者であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上、又は脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者。

三、支給額

月額 五、〇〇〇円

四、支給期間及び支給月

認定の申請をした日の属する月から、支給対象に該当しなくなった日の属する月まで、毎年、四、八、十二月の三期にそれぞれの前月までの分を支払う。

五、支給制限

別表に定める額をこえるとき、又は東京都老人福祉手当、東京都児童育成手当の障害手当を支給しているとき、又は東京都の定める施設に入所しているとき。

前述の手当の実施に伴ない、各区では三級以下にも実施予定のところがあります。各会員、各位におかれましては、お住いの区の状態を事務局までお知らせ下さい。できれば、区より資料をいただきお送りいただきたいと思ひます。

別 表

扶養親族の数	0 人	1 人	2 人
所得額	2,045,000円	2,200,000円	2,355,000円
扶養親族の数	3 人	4 人	5 人
所得額	2,510,000円	2,665,000円	2,820,000円

注) ここでいう所得額は、いわゆる所得控除後の金額である。また、所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、1人につき27,500円を加算した額。

透析療法開始三ヶ月で廃疾認定

腎不全障害年金の改善決まる

本年度に入り、社会保険庁交渉、厚生省交渉、国会議員へ陳情、厚生省交渉と繰り返してきた、腎不全患者に対する障害年金の問題については、過る九月十一日の衆院社会労働委員会での田中美智子議員への答弁に初まり、この九月十四日付にて、庁保発第二十四号により各都道府県知事に対し、「国民年金における慢性じん不全にかかる廃疾認定の取扱いについて」との通達が出された。その内容は次に述べる通りであるが、私達の要求が全面的に認められた訳ではないが、しかし、大きな進歩には違いない。これから問題点を検討し、なおねばり強く交渉を進めていく必要がある。

なお、厚生年金における障害年金については正式文書を手していないが、国民年金におけると同様だろうと云われている。

◎通達の概略

1 従来は国民年金障害等級認定基準(昭和四十一年十月二十二日庁保第二十二号通達)により認定しているところであるが、慢性じん不全にかかる廃疾認定については、当分の間次により取り扱うこととした。

3 廃疾の程度の認定

① 臨床所見またはじん機能検査成績が、別紙の上欄に該当するものは次による。
ア) 日常生活能力が別紙の上欄に該当するものは一級に該当する。
イ) 日常生活能力が別紙の下欄に該当

2 認定の時期

初診日より起算して三年を経過した日としているが、人工透析法を受けて

するものは二級に該当する。

②臨床所見またはじん機能検査成績が、別紙の下欄に該当するものは次に由る。ア日常生活能力が別紙の上欄に該当するものは、他のじん機能検査成績等を参考のうえ判定する。

イ日常生活能力が別紙の下欄に該当するものは二級に該当する。

腐疾の程度の再認定

人工透析療法を受けている者については、原則として二年から三年の期間で再認定を実施する。



別紙

区分	臨床所見	じん機能検査成績	日常生活能力
上欄	次のアからウまでのうちいずれかに該当すること。 ア 尿毒症性心包炎 イ 尿毒症性出血傾向 ウ 尿毒症性中枢神経症状	次のアまたはイのうちいずれかに該当すること。 ア 内因性クレアチン・クリアランス値が10ml/分未満 イ 血清クレアチニン濃度が8mg/dl以上	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
下欄	次のアからケまでのうち、いずれか2以上に該当すること。 ア じん不全に基づく末梢神経症 イ じん不全に基づく消化器症状 ウ 水分電解質異常 エ じん不全に基づく精神異常 オ X線상における骨異栄養症 カ じん性貧血 キ 代謝性アチドージス ク 重篤な高血圧症 ケ じん疾患に直接関連するその他の症状	次のアまたはイのうち、いずれかに該当すること。 ア 内因性クレアチニン・クリアランス値が10ml/分以上20ml/分未満 イ 血清クレアチニン濃度が5mg/dl以上8mg/dl	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。

(注) 人工透析療法を受けているものにかかるじん機能検査成績は、当該療法の実施前の成績によるものとする。

進んでいます → 江戸川区

— 難病患者福祉手当を支給 —

江戸川区では、本年度より全国自治体の先頭を切つて、難病患者福祉手当の支給を実現した。

しかし、当初の対象疾病には腎臓病が含まれていず、八月二十二日に泉山副会長及び佐藤(征二)幹事とが厚生部長、並びに福祉課長等に陳情した結果、当面人工透析の患者には、区長が特に認めたいものとして適用することとなった。

この江戸川区の制度が、他区市町村に波及し、やがて、心身障害者福祉手当のように最低線を都で揃えるようになることを我々は望んでいる。

なお、具体的な取扱い
は次の通りである。

一、江戸川区難病患者福祉手当の内容

① 目的

難病患者の心身の安定に寄与し、かつ、福祉の増進を図るため。

② 対象者

スモン・ペーチェット病、重症筋無力症、全身性エリデマトーデス、多発性硬化症、再生不良性貧血、及び区長が病状等を考慮し難病患者と認めたもの。

③ 支給要件

江戸川区に住所を有する者、又は、疾病を治療するため、一定期間江戸川区から住所をうつして治療中であり、治癒後江戸川区に帰住することが確実である者。

④ 支給額及び支給月

一月につき一万円を、毎年四、八、十二月にそれぞれ前月までの分を支給する。

⑤ 手続方法

江戸川区役所の厚生部福祉課に申請し、認定を受ける。

TEL 代表

二、腎臓病患者に対する取扱い

① 当面の扱い

とりあえず、人工透析を受けていて、

身体障害者手帳の二級以上の者に対しては、区長が特に認めたものとして取扱う。

なお、この該当者は、同時に心身障害者福祉手当(月五、〇〇〇円)も受給できます。

② 将来の見通し

十月頃の改正で、四十疾病程度に拡大予定であり、この時点ではネフローゼ症候群、悪性腎硬化症等透析以外についても含まれる予定である。

③ 注意

診断書作成の際には、はっきりと透析治療中と書いてもらうようにして下さい。

④ その他

本年十一月三十日までに申請し認定を受けた者は、四月一日に遡って実施する。

御不明の点は事務局まで御問合せ下さい。

腎臓病の一部に

公費負担実施きまる

東京都衛生局は、過る九月二十七日に特殊疾病患者に対する医療費助成の対象疾病の拡大を発表した。

私達腎臓病患者に対しては、従来「人工透析」のみに医療費助成が行なわれていた。

しかし、透析前の患者に対しても助成を行なうよう強く要望していたところ、昭和四十九年度においては、「悪性腎硬化症」という形で予算化が実現し、今回の実施に際し、「悪性高血圧」と範囲を拡大して、この十月一日より実施することになったものである。

この助成は都単独のものであり、対象者等については次に述べるとおりであるが、具体的な認定は審査会にて行なうことになり、現在まだこのメンバーの発表はない。そして具体的な基準は定められていず、できるだけ範囲を広げて実施したいということであるので、広い範囲で実績を作っていかねばならず、会員及びこれから加入予定の患者の方は積極的に申請を行なうようして下さい。

◎ 実施内容

- 1 対象者
都内に住所を有する方
助成する医療費の額
- 2 健康保険等からの給付額を差引いた
- 3 本人負担額
申請の受付
四十九年十月一日より、住所地在管轄する保健所にて受付。
- 4 必要書類
医療費助成申請書、難病治療患者診

断書（難病治療患者調査票）、住民票

5 該当症状

主要症状

I 血圧・治療前の拡張期圧が常時

一三〇mmHg以上

II 眼底・KW N

III 腎機能・速やかに進行する高度な腎機能の低下（多くの症例は腎不全

に至る）

N 臨床経過・全身症状の急激な変化。

脳症状、心症状を伴うことが多い。

① タイプ A

前記四条件を同時に満たすとき。

② タイプ B1

前記症状のうち II、III、N を満たし、治療前の拡張期圧が一二〇から

③ タイプ B2

一三〇mmHg のもの

④ タイプ B3

前記症状のうち I、III、N を満たし、眼底が KW III のもの

⑤ タイプ B3

前記症状のうち I、II、N を満たし、腎機能低下はあるが腎不全まで

にはいたらないもの。

⑥ タイプC

拡張期圧が一二〇mmHg以上、眼底がKWⅢ以上、腎機能低下はあるが腎不全にはいたらぬもので治療中のもの。

⑦ 該当症状については、まだ確定して

いる訳ではないが、事前の調査対象より考え、この程度と思われる。

タイプCが一番軽度の対象であるが、実績を作るためにも、どしどし申請して下さい。

もし却下されたときは、事務局まで御通知下さい。新たな交渉、あるいは五〇年度の要求の中に入れていくようにしたいと思えます。



さる三月の東腎協総会においては、出席者は元氣な方が多かったためか、その討論のほとんどは社会復帰問題といつてもよかつたように思われた。

その後、各役員もいかにしたらこの運動を進めることができるか、それぞれ意見を述べあつてきたが、いかにせん決定的な名案は浮んできてない。

私連東腎協としてできることは、一つには一般的な身障者、難病患者としてのすべての腎臓病患者に

対する社会復帰に対する社会的条件を整えるよう運動すること、二つには具体的な会員個人に対し援助協力することであると思う。

主 張

二つめについては、個人会員を除き東腎協加盟の各腎友会において、各々努力しているようであるが、東腎協として直接個人に対し就職の世話をするということは残念ながらまだ実績がない。

その理由として考えられることは、第一には役員の大半は透析患者であり、多くの者はサラリーマンであり、休暇を取

りながら会の活動に参加をしているため、余力がない。

第二には具体的に事務局に対しそのような申出がないことである。これは、設立後二年目に入りながらまだ会員各人のものになつてない、つまり遠い存在のせいではと反省している。

次に私連をとりまく社会的条件であるが、これは従来から云われていることとして、人工透析の患者を働きやすくする

社会復帰

運動の方向

ためには、華夜、及び夜間透析を増やすことであるとされている。

しかし、それだけでなくまだまだ不十分である。私連腎臓病患者には身体障害者として手帳を交付されている人もあれば、まだその程度には至らない人もいる。

身障者に対しては、本年四月より内部障害者として身体障害者雇用促進法の適用を受けることとなった。この点から考えると、私連に対しても外部障害者と同様に、五、六級を設け対象を拡大しても

らう必要があると考える。

さて、そのような事をいつていても実際にはなかなかちががあかない。

具体的に今できる事はどの様な事であろうか。

そこで過る九月九日、私達は東京都労働局の援護係長を尋ね、今後の進むべき方向について話し合った。

その中で出た話としては先号でもお知らせした通り、職安にて調査した就職希望者は現在十名おり、その内七名はすでに働らいている。身障者雇用率をみても大企業が悪いので、ここを目標に交渉したい。しかし、肝心の就職希望者がいなければ交渉のしようがない。

また、透析患者に向く適職ははたしてどのようなものか皆目見当つかないのが現状であるとのことであった。

これらの話の中から出たこととして、第一に就職希望者には職安の窓口に来てもらうか、東腎協などで名簿を作成し、それにより各職安より該当者呼び出しをかけてもらうのがよいのではないか。この場合、一度転職しても速慮なくまた窓口に来てもらいたいということである。

第二には、適職を探すため現在働らいている人の調査を行ない、これにより公約的な適職種を見うけだすのも一つの方法と考えられる。この際は私達東腎協も大いに協力する必要があるのではないかと感じた。

まだまだ私達役員も「しろうと」であり、手さぐりの状態で運動を進めてきた。一氣に解決はできないまでも、これから地道にこの運動を進めていく必要を感じている。

(文責 泉山)

身障者雇用促進

月間にあたって

新聞等でも報道されており、お気づきの方もあるかと思うが、この九月の一ヶ月間は「心身障害者雇用促進月間」ということになっている。それでは一体この月間になにをやるのだろうか。

私達が判っている範囲では第一に、九月二十五日に都主催による表彰式、及びリレーション(運動会)が駒沢公園にて行なわれたこと、第二には労働省、

雇用促進事業団、及び社団法人全国心身障害者雇用促進協会主催による「心身障害者雇用促進セミナー」が九月二十六、二十七日の二日にわたり中野サンプラザにおいて開かれたことである。

セミナーについては当会よりも、一清、泉山の両名がオブザーバーとして出席した。

このセミナーは、身障者の雇用主、関係公務員等雇用促進に携わる方達を中心であり、その内容は、内部障害者に関することはほとんどなかった。

この四月より私達内部障害者も身体障害者雇用促進法の適用を受けた訳であり、特に発言を求めて、わずか五分ではあるが腎疾患による障害者の立場を訴えさせてもらった。これは予期されていなかったためか、真剣に聞いていただけ、帰りには見知らぬ方二、三名より激励の言葉をいただき心強い思いがした。

不充当分はあるが、どうにか問題提起の役割だけは果たしたと思う。しかし、私達自身このような月間をしないのでない訳であり、来年は事前に情報をつかみ、なんらかの形で有効なものになるようにしたいと考えている。

資料

身体障害者雇用率達成状況

(昭和48年10月1日現在)

身体障害者雇用促進法・法定雇用率

民間事業所1.3% 特殊法人1.6%

官公庁1.7% 公共・公営企業1.6%

平均雇用率 48年10月 47年10月

都 庁 1.71% 1.62%

区 1.36% } 1.46%

市 1.53% }

町 村 0.95% }

民間事業所 1.31% 1.43%

特殊法人 1.04% 1.28%

民間事業所(特殊法人を除く)における雇用率達成状況

(昭和48年10月1日現在)

1. 合計

規 模	事業所数	除外労働者を除いた従業員数	身体障害者数	雇用率(%)
計	5,226	1,463,682	19,119	1.31
77~99人	921	87,971	1,812	2.00
100~299人	3,153	5,129,54	7,846	1.53
300~499人	600	2,217,45	3,065	1.38
500人以上	552	64,1012	6,396	1.00

2. 達成している事業所

規 模	事業所数	除外労働者を除いた従業員数	身体障害者数	雇用率(%)
計	4,567	1,005,167	17,218	1.71
77~99人	824	79,531	1,810	2.28
100~299人	2,975	4,810,35	7,805	1.62
300~499人	536	1,976,13	2,984	1.51
500人以上	232	246,988	4,619	1.87

3. 達成していない事業所

規 模	事業所数	除外労働者を除いた従業員数	身体障害者数	雇用率(%)
計	659	458,515	1,901	0.41
77~99人	97	8,440	0	0
100~299人	178	3,1919	43	0.13
300~499人	64	2,4132	81	0.33
500人以上	320	394,024	1,777	0.45

特殊法人における雇用率達成状況

(昭和48年10月1日現在)

1. 合計

規 模	事業所数	除外労働者を除いた従業員数	身体障害者数	雇用率(%)
計	68	45,656	474	1.04
77~99人	11	899	7	0.78
100~299人	27	4,972	44	0.88
300~499人	12	5,183	60	1.16
500人以上	18	34,602	363	1.05

2. 達成している事業所

規 模	事業所数	除外労働者を除いた従業員数	身体障害者数	雇用率(%)
計	27	12,320	211	1.71
77~99人	4	337	7	2.01
100~299人	13	2,053	27	1.31
300~499人	6	2,454	43	1.75
500人以上	4	7,476	134	1.79

3. 達成していない事業所

規 模	事業所数	除外労働者を除いた従業員数	身体障害者数	雇用率(%)
計	41	33,336	263	0.79
77~99人	7	562	0	0
100~299人	14	2,919	17	0.58
300~499人	6	2,729	17	0.62
500人以上	14	27,126	229	0.84

「社会復帰」

職業訓練校

伊藤喜良

私が現在行なっております職業訓練校なるものは全国に約六百ヶ所あります。そして全てが公立です。

ここでは私の電子の他に各種製図、トレース、テレビ技術、広告美術、印刷、和洋裁、機械、イラスト、測量、タイプ事務経理、その他あらゆる技術訓練を行なっております。期間は一年と半年コースとがあります。特に半年コースは女性の方が大変多い様です。

【特徴】

- (一) 授業料 無料
- (二) 教科書 無料支給
- (三) 教材材 貸してくれます。
- (四) 学割が効きます。(一年コースのみ)

以上の特典が全ての人に適用されます。次に私は会社勤めをして「失業保険料」なるものを払っておりますので、

(四) 失業保険を卒業するまでもらえます。

(六) 訓練手当が支給されます。

(七) 通所手当、いわゆる交通費が全額支給されます。

以上の様な制度のお蔭で親からはピタ一文たりとももらわずに学校に行つてられます。本当に助かりました。

又他に

(八) 生活保護を受けている人は入校後も引き続き受けられます。

(九) 満三十五歳以上の入校者(失業保険受給者を除く)で公共職業安定所を通して入校した人には訓練手当が支給されます。

実にいたれりつくせりの学校です。

設備も公立ですから全く申し分なく、少しもつたない位良いものもあります。

入校資格 中卒以上なら誰でも

入校時期 四月ですが半年コースは他に十月もあります。

地元訓練校についての問い合わせ先

最寄りの職業安定所へ行きますと、訓練校についてのコーナーがあり詳しく教えてくれます。ゴタゴタしてわかりにく

い時は受付けて聞けば親切に教えてくれます。

職業安定所がどこにあるか知らない人は電話帳の「官公署」の欄で「労働省」のページを見ますとわかります。

無論職業訓練校を知っている人は直接そこへ行って良い訳です。入校案内が用意してあります。

但し、失業保険受給資格者は必ず安定所を通して入校して下さい。

入校願書受付期日

だいたい毎年、十一月初めより十二月二十日ごろの間です。但し、半年コースは他に八月より〇〇〇十月入校生のみ。

新聞の地方版にも載ります。

就職する時は何の制約もなく、自営しても良い訳です。就職に際しては職業安定所が責任をもって世話してくれますので何の心配もありません。

以上が訓練校のあらましです。現在私の方はコンピュータを中心に勉強をしています。がほとんどデスクワーク的な作業です。でこんな身体でも充分人並にやっています。でいけるだろうと張切っています。

(「みちしるべ」第二十八号より)

職業訓練工の

問い合わせ先

100千代田区丸の内三ー八一

〒東京都労働局職業訓練部、訓練課

TEL(二二二)五一二一内

内二六九五、二六九八

身障者用訓練校が小平市にあり、近く透析者も入校できることになっております。

都議会で昨年の

「請願」の結果

採択と決定した

東腎協が始めて取り組んだ昨年の「腎臓病・人工透析患者の医療の改善に関する請願」は、四十八年九月十八日、都議会議長に提出、(署名数、五五四〇名)され、衛生経済清掃、建設労働、厚生文教委員会にそれぞれ付託され審議されました。

その請願の結果について都議会議長より次のような通知が届いていますので御報告いたします。

(四八第一一四九号)

の二 衛生経済清掃委員会

昭和四十九年八月十日の都議会で「趣旨にそうよう努力されたい」と云う意見をつけて採択と決定した。なお、この請願は、執行機関(知事)に送付された。

(四八第一一四九号)

の二 建設労働委員会

昭和四十九年六月十日の都議会で、採択と決定されました。(戦場の提供に関する部分)なおこの請願は、執行機関(知事)に送付された。

(四八第一一四九号)

の三 厚生文教委員会

昭和四十八年十二月十五日の都議会で「趣旨にそうよう努力されたい」と云う意見をつけて採択と決定されました。なおこの請願は、執行機関(知事)に送付された。

以上

このように昨年の私達の請願活動も長い時間がかかり少しづつ実をむすぼうとしております。今後は、執行機関(知事)の場で具体的な作業が行なわれるわけです。私達の請願が一日もはやく実現する

ようねばり強い活動が必要です。

そのためにも、東腎協の活動をさらに充実させましょう。

「実態調査」

中間集計でる

東腎協では、会員の皆様の御協力を得まして「実態調査」(六月と七月末実施)を行ないましたがその集計分析作業が進みこのほどその「中間的な集計」が役員会に報告されました。

調査の分析は、都議会請願のための「腎臓病患者の医療と生活の改善を要する請願書」の「請願事項」の中にも反映されております。

なお、現在「実態調査」プロジェクトチームのメンバーがより細かく分析してこれからの活動の基礎資料とするために作業をしております。近く「実態調査資料報告集」を会員のみなさん方のお手もとに配付しますので楽しみに待っていて下さい。

「実態調査」中間集計

会員構成について

○慢性患者 一七名（内訳慢性腎炎56名、ネフローゼ22名、腎不全9名、その他13名）

○透析患者 一七六名

○腎移植経験者 五名

○性別 男 一七二名

女 一二一名

回収されたうちの2/3以上が透析患者であった。これから透析患者が増えることを考えると、慢性患者の組織化と要望のくみあげが課題となろう。

又女性会員も1/3以下である。会員数、活動者数共にもつと増す必要があるのではないか。

病気に關して

病氣発見のきっかけが、自覚症状があつて医者にいつたことによるものが六〇名もあるのは問題である。健康診断の二十名の数字より三倍も多いことは、健康診断の確立。早期発見、早期治療の確立がいそがれる。

慢性患者では食事指導をうけたことがないものが三三%に達しているのも問題である。夜間透析はほとんど普及してい

ない。

医療・保険・年金について

身障者手帳を所持していない透析患者が十五名いること、一万円以上の通院費を使っている者が十三名いること、障害年金をうけているものが二十六名のみだということ、及び一等級の問題等がはっきり出ている。

慢性患者に障害年金のことを知らない者が多いことも問題である。

生活・社会復帰

社会復帰については、慢性患者の方に於いて問題がありそうである。

生活保護をうけている率が透析患者十名というのには健康人の一、三名の十倍ほどで、他の者の生活の苦しさも相当であるかと推測される。

その他

運動への要望が透析・慢性・男・女、年齢によりあまり差がみられない。

スローガンが自分の要求と必らずしも結合されていないのではないかと。

以上



来年度会費値上げの提案あり

全腎協第二回幹事会 開かる

去る八月二十四日、二十五日の両日にわたり全腎協幹事会が東京赤坂の地方職員共済組合にて開かれた。

参加者は患者団体の山本氏をゲストに、運営委員、幹事、オブザーバー、総勢三十五名で東腎協からは泉山、堀内、一清が出席した。

議事内容は一、経過報告（一般経過報告、決算報告）二、承認事項（旅費規則の改正、慶弔規定の新設、カンパ全還元率）三、審議事項（運営委員の補充、国会請願、第五回総会、会費値上げ、事務局新設及び専従者採用）であるが詳細に

ついでには全腎協機関紙に掲げられる故、ここでは問題を絞り報告する。

経過報告、承認事項はさして問題もなく討議された。次に審議事項であるが、まづ運営委員の補充は亡くなられた勝山副会長（京都）の後任として牛岡副会長（東京）が決定された。次に国会請願であるが十月末か十一月初旬に行なう故、多くの参加者を望みます。そして第五回総会は五十年五月十八日（日）とし岐阜県にて開催する。総会内容は例年と同じであるが、いつも総会では討議時間が少いとの意見から総会の直前に各県の代表者会議を開くことにし意見をはなえいできる機会を設けることにした。詳細は運営委員に一任。

次に会費値上げの問題と事務局新設及び専従者採用についてであるが、この二つの事項は関連する故、同時に討議された。

運営委員からの提案は次の通りである。会費値上げ額、現行六百円―千円又は千二百円とし、事務局は一事務所及び一人の専従職員を設置したい。理由は、全腎協結成以来四年間会費は上げておらず

物価上昇、組織発展、活動拡大等による財政困難、事務所開設、専従者採用による支出である。又事務所開設及び専従者採用についての理由は現行は、役員自宅を事務局とし、活動している役員全員が病人であり、且つ仕事をし、会活動を行なっている状態である。従つて最近特に会員が増え今後増の一途をみるに現行では、既に限界にきていと思われ

故、事務所を開設し専従者をおき、会の諸活動の円滑なる運営をしたい故。このことにつき長時間にわたり討議された結果、今回運営委員の意向にそうよう各県腎協にて再度審議の上、次回幹事会にて結論を出すことに決定された。

幹事会に参加した感想を一言述べて見たいと思う。今幹事会は何か会費値上げのことに終始したように思われるが、確かに、各県腎協共に会員は増えており、現在五千人の会員も来年度にも七千人、一万人になることは必至であると思われる。なくなられた笠原事務局長、勝山副会長が幅広く活動されていたため犠牲になつたとは言いたくないが、犠牲者を出さないためにも専従者の採用、事務所

開設を早急に行なう必要があることを感した。
文責 一ノ清 明

全難連総会開催

六月二十九日（土）、全国難病団体連絡協議会第三回大会が日本都市センターホールで開かれ、東腎協から役員五名が参加しました。

この日のプログラムの内容は、最初に「難病運動の経過について」と題しての石川難病連会長が講演。さまざまな困難を乗り越えて今日のような全難連の発展を感動的に示しました。続いて、今年はじめに総評が春闘の中でとりあげた難病者の救済の内容について「国民春闘を通して見た、難病問題の理解」と題した総評幹事、立花銀三氏の講演。

その後、全難連加盟の各患者団体の代表がいくつかのテーマについて問題提起の発言をし、各専門の先生方に答えてもらうという形式のパネルディスカッションがありました。この中で全腎協・上田会長は、内部障害と手帳制度の問題について根本的な制度づくりの改正を訴え、現在の身障者手帳の不備を訴えました。

第六回東腎協役員会報告

定例の役員会が八月十八日、千駄ヶ谷区民会館で行なわれました。主な内容は次のとおりです。

(一) 報告事項

- ① 東腎協の署名運動について
全腎協の署名運動と重複し運動が困難と思われをがカンパも含め強力なる推進をお願いしたい。
- ② 全腎協と東腎協との話し合い
八月十三日、全腎協事務局にて、患者同盟の各党要請。石原、堀内両氏が参加。七月二十六日、都庁報告。八月九日民生局へ。泉山、糸賀、堀内氏が参加。四十九年十月より実施の身障者福祉手帳について話し合う。



☆ 身障者手帳の交付情況

昭和48年度の全交付数	1級～6級	6486名
外・内部障害	1級	966名
内部障害	1級～4級	834名
腎臓障害	1級～4級	370名
同上	1級	325名
同上	3級	35名
同上	4級	10名

現在までの手帳保持者(48.12.31)

腎臓障害	1級	54.4名
#	3級	5.2名
#	4級	1.3名

☆ 更生医療適用者が増えているため今後は生活保護に切りかえていくと言うことが、他県にて話しがあるが都の考えを計画課長に聞いた結果そのようなことはないとのことである。

⑧ その他

- 全腎協発行の「入会のしおり」発行について
- 東腎協・ポスター作成について
- 「これが透折だ」の本が発行された。一部一三〇〇円

(二) 討議事項

- ④ 会員調査について
正会員数 団体加盟会員六二九名
個人加盟会員一四四名
会報必要部数
正会員用 七四三部
P・R用 二一三部
- ⑤ 全腎協幹事会開催について
東腎協の請願・及びカンパ金収約について
- ⑥ 講演会、懇談会の計画について
今回は事情により講演会は中止し懇談会を充実させ実施する。
- ⑦ 実態調査の収約について
今後、編集方法について討論

第七回東腎協役員会報告

(一) 報告事項

九月十五日、千駄ヶ谷区民会館にて

① 署名運動の経過報告

② 第二回全腎協幹事会報告

次期総会は五〇年五月十八日、

岐阜県にて開催が決定。

③ 都庁関係報告

④ 三多摩地区病院訪問

⑤ 難病連の診療、実態調査について。

(二) 討議事項

① 会員名簿調査について

② 会費値上げについて

③ 第三回東腎協総会について

④ ポスターの配付調査について

東腎協「ポスター」出来る

東腎協では、「早期発見・早期治療を」のポスターを作成しました。このポスターの目的は

- ① 早期発見・早期治療を訴えること
- ② 国、都の指定医療機関のP・R
- ③ 病院の地域格差（三多摩格差）をなくすこと。

④ 東腎協のP・Rなど

となっており、

はじめてのころみとあつて、不十分な点が多いかと思いますが、東腎協の活動に少しでもプラスにしていきたいと思ひます。

ポスターの利用方法としては、都の職安事務所、社会保険事務所などに貼つていただけるようになっております。

また、各区、市、町、村の福祉課、福祉事務所などにも接洽していきます。

その他、各会員の病院や地域、上部団体等にも利用出来るようにしていきたいと、考えております。

みなさんの御協力をよろしくお願ひします。

桜堤病院

井上先生を訪ねて

三多摩は人工透析のある病院が少なく二十三区内に比べ較差が非常にあります。私達東腎協としてもこの問題をなんとかしなければと、さる九月二日、小平市にある桜堤病院の透析担当の井上輝一先生を泉山、一ノ清、井田、加藤の役員四名で訪ね、その実情をいろいろおうかがいしました。以下はその要約です

(文責 加藤)

—現在の透析状況について

今のところ、三多摩には五病院（八王子南多摩病院四名、調布病院七名、森下病院五名、織本病院十八・九名の桜堤病院十九名）計五十三・四名が透析を受けていますがすべて満杯の状態で、他の患者が入り込む余裕はありません。三多摩だけで年間三百〜四百名の腎不全患者が発生、うち七〜八割は透析をすれば助かる生命といわれています。すでに今年だけでも前述の病院に十三名収容されています。また井上先生が今年一月より八月末までに区内の病院（社会保険病院、在



原腎臓クリニック、三軒茶屋病院など）に紹介した患者だけでも四十八名いるといえます。

三多摩の状況をさらに悪くしているのは、医療格差の大きい埼玉西南部（所沢飯能市など）からこの地域に患者が流入してくることもあげられます。中央沿線に比べ西武沿線が較差のあるのも特徴となつていきます。

— 医療格差を是正するには

人工透析専門の病院が必要なのではないでしょうか。透析にたずさわる医療従事者の苛酷さを考えると一般病院から独立した方がよい。私立の専門病院を開設した場合なんらかの公的補助と厚生医療の早期適用を得られたい。まだまだ指定医の少ない現在、審査基準がきびしくなっているが、あちここの病院で人工透析を開設したいと希望している折、なんとかならないものだろうか。

— 桜塚病院での社会復帰について

現在二名失業して生活に支障あるが、医療請求事務の学校（池袋）に通学しています。学校側と交渉して、普通の人より三分の一程長く通うということで交渉

が成立しました。中小企業に勤めていた人は首を切られてしまうので家族を含めての生活を考えてやらねばならないので大変です。

みなさん
よろしくネ

入会者紹介

- ① 西新井病院腎友会（二十名）
代表者 高橋 猛
住 所 足立区
- ② 東京女子医大分院腎友会（十五名）
代表者 永井 知直
住 所 多摩市
- ③ 昭和大学病院百台の会（十一名）
病院住所 品川区
- ④ 両国クリニック腎友会（十八名）
代表者 中島 良明
住 所 台東区
- ⑤ 織本病院腎友会（二十三名）
代表者 戸沢 安雄
病院住所 清瀬市
- ⑥ 個人会員 三名

腎友の会

の紹介

西新井病院腎友の会

星 幸治



「西新井病院腎友の会」これが私達患者の友の会の名称です。昨年の年の瀬もおし迫った十一月に患者（十八名）と家族を会員として又病院より先生、栄養士看護婦、テクニシヤンの皆さんに顧問をお願いして会の構成をしている赤子同然の友の会なのです。

この会は、足立区の西新井大師を一目で見渡すことの出来る処に新館六階建の病院がありこの病院の五階に腎センターがあつて、そこに会の連絡所があるので

す。最初発足当時は、一ヶ月に一度位の会合を持つて生活指導や懇談会を開く予定でしたが、なかなか集まることが出来ません。こんな時、全腎協や東腎協を知つて全員が上部である東腎協に入りこの指

導のもとに会の運営をしている現状であります。私達患者は、透析を始めた当時は、不安と絶望とでお先が真暗やみでした。透析患者なら誰しもが経験したことでしょう。生死をさまよった過ぎし日、現代の医学の恩恵を受け不安と絶望のやみから、希望の光を与えてこられた諸先生方は、もちろんですが、陰の力、友の会の存在を忘れてはならないと思います。会を催す度に久し振りに合う親子兄妹の様な親しきからわれ、体の状態や、異常があつたこと、処置の方法等、又いろいろと上部からの医療問題の通達や体験談、食事の研究、旅行の話等、心おきな話すことが出来、喜びにつけ、悲しみにつけ、共に手を取り、激まし合い、先生の御協力を仰ぎ乍ら希望の光を求めて歩んで居る次第であります。私達の病院の先生方の方針は、全員が元気で社会復帰をすることを目的としております。

このための週三回の患者も、二回の患者も全員が夜間透析ですので私達は会社を休まずに働く事が出来ます。本当に私達この病院で透析を受けることが出来、又この腎友の会に入つて皆さんを知り、共

共に闘病生活を送ることが出来、ありがたく心より感謝致しております。



「両国腎友会」

会長 中 島 良 明

両国腎友会は、両国タリニック及び日本医科大学付属病院で透析を受けている患者と職員十六名によつて組織されており、今春四月に発足したばかりである。

二つの病院が合併して腎友会を作つているため、なかなか全員集まる機会もないので、六月中旬栃木県的那須・塩原温泉に旅行を計画し、会員の親睦を図るとともに、そこで腎友会総会を行なつた。

幸い天候にも恵まれ、山や湖や牧場で遊び、名所旧跡をたずねたり、マス釣りをするなど病いも忘れて楽しんだ。夜は疲れて会議をもつのは無理ではないかと心配したが、全員元気で総会のために熱心に討議し有意義な会であつた。

旅などできぬものと諦めていた患者にとつて、この旅は体力的にも精神的にも自信をつけたようである。

両国タリニック腎センターは、昨年十二月に開設されたばかりで、非常に明るく清潔で患者も少ないためか和気あいあいと家族的雰囲気のうちには透析ができて、会員一同喜んでゐる。

本院と腎センターが少し離れているため、入院患者は病院の車で送り迎えしてくれ、昼食時はお弁当も病院から届けられる。透析中はカラーテレビが放映されるステレオで美しい音楽を流していたりなど、行き届いたサービスのもとに快適な気分が透析できることは幸せである。

腎友会ニュースも年二回発行することになり、現在原稿募集中である。会員の誕生日には、誕生会を催しささやかなプレゼントをすることになり目下準備中で

ある。また、旅をしたいという会員も多
いので旅行貯金を行ない前途に希望をも
つて透析に励んでいる。

まだ発足したばかりで、充分な活動は
できないが、会員の意見を尊重しながら
今後の活動を続けて行きたいと思う。

大久保病院腎友会

東京都新宿区西大久保一の461

都立大久保病院

電 (209) 三三〇一

昭和四十六年、故寺田修治さんの呼び
かけで、数人でひっそりと誕生した大久
保病院腎友会は、それから三年経った現
在、透析の発展と共に成長し、三十数人
の世帯となりました。

しかし、創立以来、会長として、又全
腎協・東腎協かけもちで奮闘された寺田
さんが、本年三月急逝され、私達は、大
久保腎友会が寺田さんそのものであった
様に思え、一時は皆がどうすればよいか
途方に暮れました。けれども、私達のこ
れからの生活を守る為にも、腎友会が不
可欠である事を、会員が改めて認識し、

何とか寺田さんの掲げた灯を消すまいと
暗中模索ながら、会の再建を期しており
ます。

その為に、未だ空席になっている会長
の席を埋めるべく、近く総会を開く予定
です。ただ悩みは、私達は、大久保病院
と四谷クリニックとに分散して透析して
いるので、連絡が少々悪く、将来は四谷
クリニックの患者会と合併の案もあり、
今後の問題として検討すべきと思います。
会の活動としては、旅行・文集発行が
あげられます。

「旅行」一昨年、医師、看護婦の
応援のもと、会員が家族共々、日頃の闘
病から開放され、一泊旅行を楽しんでお
ります。本年も、九月七日、八日に五十
名が観光バスで浜名湖館山寺温泉に遊び
ました。本年は四谷クリニックからも参
加して頂き、同クリニックの田口院長、
大久保病院稲田医師、各婦長の参加も仰
ぎ、大変楽しい一夜を過ごしました。

医師、看護婦の協力に私達一同、全く
幸運と心より喜んでおります。

「文集の発行」会員の間より自然に声
があがり、「ほほえみ」という題の文集

が生まれ、年四回の発行で、十月に第八
号が発行されます。

当初、原稿不足で廃刊しかけてましたが、
その後会員の積極的な協力で、もち直し
しました。

◇今後の問題点◇

先にも述べた四谷クリニックとの提携、
週三回透析による七千円近い給食費等々
あり、より腎友会を発展させ、効率的な
活動が可能になるべく、会員一同、こ
れから期待しております。

(文責 伊藤)了



幸 せ

鈴木 勝子

小さな小さな幸せ

子供の寝顔を見てる時
ベチャンコの鼻の穴二つ
軽く握った小さな手
どれもが皆、いとおい

小さな小さな幸せ

長い手紙をもらった時
あの方からの見なれた文字
きつと治ると優しい言葉
思わず涙がたげれる

小さな小さな幸せ

主人と二人 笑い合う時
口のもたらぬ言葉まね
子供の仕草がおかしいと
思わずふき出す楽しい夕べ

小さな小さな幸せ

同病の会があると知った時
皆、真剣に生きている
一人より二人 二人よりも三人
大きな大きな輪にした
(「みちしるべ」より)

☆文集を作りましょう

原稿・その他大募集

東腎協は七〇〇名を越える会員を持つ
大世帯のため、会員同志が知りあうこと
はなかなかできません。発足以来会員交
流をどうすすめるか、大きな課題となっ
ていました。この文集は、お互いに近況
を知らせ励まし、横の連絡を強めるため
に企画しました。関病の傍、文字に親しん
でいる皆さんの投稿をお願いします。

投稿要領

○内容 紙の上に刷れるものをすべて

文集の名称、詩・短歌・随筆・
論文等の作品、近況報告、体験
記、関病記、さし絵、カット、
その他

○形式 必ず縦書原稿用紙に、カット

は墨か黒インクで葉書に半分は
どで

○締切 十月末日

○宛先 文集関係であることを明記して
事務局一ノ清宅まで

また編集を手伝ってくれる人も募りま
す。御連絡下さい。

編集後記

日に日に寒さが厳しくなつてまいりま
す。東腎協会員のみなさん、寒さに負け
ずお互いに固いスクラムを組んで寒い冬
をのり切りましょう。

今回の「東腎協」は、各患者会の協力
を得まして原稿が集まり、編集担当者と
しても大変心強く思っております。いま
までの機関紙ですとどうしても読者の声
が少なく一方的な点もありましたが、こ
れからは、会員のなまの声をどんだん
せていきたいと思えます。

そのためにも、まだ一度も原稿を書い
ていない患者会、会員のみなさんの原稿
をどんどん募集していますので是非事務
局が役員までお寄せ下さい。

☆次号「第七号」は新年特集号を計画
しております。来年の夢・抱負などあり
ましたらよろしく願います。

☆なお、紙面の都合により、みなさん
方の原稿の中で次号にまわらせていた
いたもの、文集編集の方にはまわさせて
いただいたものもありますので、楽しみに
待っていて下さい。

“食塩”制限の必要な方々のために

OKUNOS

食塩無添加・減塩肉缶詰

医師・栄養士のご指導により正しく、
美味しく、召し上がってください。

食塩、制限の必要な方々は、多かれ少なかれ、召し上り物の範囲がせぼられていますが、そういう方々のために、お料理の種類をふやしていただき、安心して、たのしく、しかも美味しく召上っていただきたいとつくられたのが、このOKUNOS食塩無添加・減塩肉缶詰です。完成までには、医師、栄養士の諸先生のご指導で、いろいろの点から研究し、テストして長い年月を要しました。

お料理の時は、そのまま召し上がっていただくもよし、いろいろのお献立の素材としてお使いいただくなど、医師、栄養士の先生のご指導でたのしく工夫して召し上がってください。



OKUNOS 食塩無添加・減塩肉缶詰 原材料・一般平均成分および無機成分一覧

品名・原材料	〈一般平均成分〉 100g中										〈無機成分〉 100g中				
	食塩	熱量	蛋白質	脂肪	糖質・繊維	水分	灰分	ナトリウム	カリウム	リン	カルシウム	塩素			
	g	cal	%	%	%	%	%	mg	mg	mg	mg	mg			
ウインナーソーセージ 牛肉・豚肉・豚脂肪・澱粉・香辛料	無添加	240	10.4	20.6	3.2	65.4	0.4	75.7	4.3	67.0	13.4	45.0			
フランクフルトソーセージ 牛肉・豚肉・豚脂肪・澱粉・香辛料	無添加	240	9.1	21.6	2.4	66.7	0.2	26.3	4.04	48.1	11.5	13.5			
鶏肉水煮骨付 鶏肉	無添加	119	22.3	3.3	±0	74.0	0.4	24.0	34.8	77.9	37.3	16.0			
チキンボール 鶏肉・玉ねぎ・鶏肝・薯粉・小麦蛋白・食塩・香辛料・植物油	減塩 (食塩無添加、0.5%)	166	14.8	8.4	7.9	68.4	0.5	140.0	39.6	66.8	14.5	117.0			
コンビーフ 牛肉・ゼラチン・牛肉ボイル液	無添加	142	28.7	3.0	±0	67.7	0.6	57.7	92.8	103.0	27.2	10.4			
ニューコンビーフ 馬肉・ゼラチン・牛肉ボイル液	無添加	148	30.8	2.7	±0	65.7	0.8	52.0	175.0	154.0	21.4	6.54			

* 日本食品分析センター分析による

●減塩めし缶(10月末日発売予定)・五目チャーハン(鶏肉入り)・五目チャーハン(大豆入り)・チャーハン(鶏肉入り)・チャーハン(豚バラ肉入り)・チキンライス(鶏肉入り)・ポークライス(豚バラ肉入り)・ドライカレー(鶏肉入り)・ドライカレー(豚バラ肉入り)

●減塩調理缶詰 減塩カレー/減塩シチュー

●ご注文は

東京地区/都内有名病院売店

大阪地区/(株)クリニカル・フード 大阪市浪速区浪速町東1-15 関西ビル ☎06(561)1669

富山地区/富山県栄養士会事業部 富山市牛島本町2-15-21 ☎0764(32)8728

栃木地区/栃木県栄養士会事業部 宇都宮市菊水町1-3-8 ☎0286(36)7596

販売者・株式会社奥野

東京都千代田区麹町4-7-6(麹町ロイヤルビル) 電話 03(261)4206(代)